

平成23年第1回  
利根町議会定例会会議録 第2号

平成23年3月2日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	能登百合子君	9番	五十嵐辰雄君
2番	西村重之君	10番	会田瑞穂君
4番	守谷貞明君	11番	飯田勲君
5番	高橋一男君	12番	岩佐康三君
6番	中野敬江司君	13番	高木博文君
8番	今井利和君	14番	若泉昌寿君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
総務課長	飯田修君
企画財政課長	秋山幸男君
税務課長	鈴木弘一君
まちづくり推進課長	高野光司君
住民課長	木村克美君
福祉課長	師岡昌巳君
保健福祉センター所長	石塚稔君
環境対策課長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	矢口功君
経済課長	菅田哲夫君
都市建設課長	飯塚正夫君
会計課長	飯田美代子君
教育長	伊藤孝生君
学校教育課長	鬼沢俊一君
生涯学習課長	石井博美君
水道課長	福田茂君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	蛭 原 一 博
書	記 雑 賀 正 幸
書	記 飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成23年3月2日(水曜日)

午前10時開議

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  | 議案第6号  | 利根町介護保険条例の一部を改正する条例                         |
| 日程第2  | 議案第7号  | 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例                  |
| 日程第3  | 議案第8号  | 利根町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例                  |
| 日程第4  | 議案第9号  | 利根町特別会計条例の一部を改正する条例                         |
| 日程第5  | 議案第10号 | 平成22年度利根町一般会計補正予算(第10号)                     |
| 日程第6  | 議案第11号 | 平成22年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)                |
| 日程第7  | 議案第12号 | 平成22年度利根町老人保健特別会計補正予算(第2号)                  |
| 日程第8  | 議案第13号 | 平成22年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)               |
| 日程第9  | 議案第14号 | 平成22年度利根町介護保険特別会計補正予算(第2号)                  |
| 日程第10 | 議案第15号 | 平成22年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)               |
| 日程第11 | 議案第16号 | 平成22年度利根町水道事業会計補正予算(第5号)                    |
| 日程第12 | 議案第19号 | 利根町民すこやか交流センターの指定管理者の指定について                 |
| 日程第13 | 議案第20号 | 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する<br>議決事件の変更について |
| 日程第14 | 議案第21号 | 平成23年度利根町一般会計予算                             |
| 日程第15 | 議案第22号 | 平成23年度利根町国民健康保険特別会計予算                       |
| 日程第16 | 議案第23号 | 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計予算                      |
| 日程第17 | 議案第24号 | 平成23年度利根町営霊園事業特別会計予算                        |
| 日程第18 | 議案第25号 | 平成23年度利根町介護保険特別会計予算                         |
| 日程第19 | 議案第26号 | 平成23年度利根町介護サービス事業特別会計予算                     |
| 日程第20 | 議案第27号 | 平成23年度利根町後期高齢者医療特別会計予算                      |
| 日程第21 | 議案第28号 | 平成23年度利根町水道事業会計予算                           |

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第6号

日程第 2 議案第 7 号  
日程第 3 議案第 8 号  
日程第 4 議案第 9 号  
日程第 5 議案第 10 号  
日程第 6 議案第 11 号  
日程第 7 議案第 12 号  
日程第 8 議案第 13 号  
日程第 9 議案第 14 号  
日程第 10 議案第 15 号  
日程第 11 議案第 16 号  
日程第 12 議案第 19 号  
日程第 13 議案第 20 号  
日程第 14 議案第 21 号  
日程第 15 議案第 22 号  
日程第 16 議案第 23 号  
日程第 17 議案第 24 号  
日程第 18 議案第 25 号  
日程第 19 議案第 26 号  
日程第 20 議案第 27 号  
日程第 21 議案第 28 号

---

午前 10 時 00 分開議

議長（若泉昌寿君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 11 名です。4 番守谷貞明君から連絡はありませんけれども、おくれると思います。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第 1、議案第 6 号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。それでは、議案第6号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第2、議案第7号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。それでは、議案第7号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第3、議案第8号 利根町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。それでは、議案第8号 利根町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第4、議案第9号 利根町特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。それでは、議案第9号 利根町特別会計条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第5、議案第10号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

12番岩佐康三君。

〔12番岩佐康三君登壇〕

12番（岩佐康三君） 2点ほど質問をさせていただきます。

この補正第10号の7ページでございますが、小学校建設事業、文小学校、これは繰越明許費ということで教育債で1億2,165万円ほど計上されておりますし、地方債で7,980万円ほど計上されておりますが、これの金利というのはこれから借りると思うのですが、どのぐらいを想定しているのか。また、据え置き期間というのは大体どのぐらいを想定されているのか、それをお聞きしたいと思います。

これは文小学校の後ろの校舎ですけれども、耐震補強をやらなければいけないのかなという疑問があるのですけれども、生徒が年々減ってきている中で、何で校舎を耐震補強し

なければいけないのかなという疑問に残りますし、ましてや、これから先、日本の政府、国全体の問題でございますけれども、予算が90兆円とかという形で、その中で国債等を発行して借金が40兆円以上発行すると、要は借金漬けで800兆円以上の借金が、今、国全体に覆いかぶさってきているわけで、このままいきますと国が近々恐らく破綻するのではないかと、それが非常に懸念されるわけで、そうなりますと韓国は破綻してIMFから資金繰りをお願いしました。その結果どうなったかということ、金利等が20数%、25%でしたか、上がって、会社等の倒産が半分以上で非常に失業者がふえたという話があります。金利ががばっと上がってくるのです。そうなった場合に、余り借金をしている時期ではないのではないかという感じがいたしますので、そこらあたりどういう考えを持っていらっしゃるかをお聞きしたいと思います。

あと、10ページでございますが、児童クラブ推進事業費負担金が90万円ほど減額されておりますが、これのご説明ですと、入所者数が減少したということで、どのくらい人数が減ったのか、各学校の人数。また、保護者の負担金は月幾らでしたか、学童保育に対しては質問外になりますから項目外になりますけれども、学童保育については幾らくらい、ただでしたか、ちょっと今思い出しませんので、おわかりでしたらご答弁いただきたいと思っております。

以上2点です。よろしく申し上げます。

議長（若泉昌寿君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） お答え申し上げます。

小学校建設事業の地方債で借り入れしたときの利子ということでございますが、地方債の補正におきましては5%以内ということでございまして、毎年金利の方は通知がございまして変更もございまして。

借入先につきましては、ここにも記載してございますとおり、政府資金、これは国の資金なわけですが、けれども財政融資、それと地方公共団体の金融機構という組織がございまして、そちらから借りるという二つの方法がございまして。ちなみに、ことしの平成22年度の金利でございまして、1.2%でございました。

そのようなことで毎年金利は変わりますので、そのときどきの利子でお借りをすることになるかと思っております。

償還の方は、翌年度から償還が始まるということでございます。

それと、借金をしているときではないのではないかというお話がございましたけれども、公債費につきましては、ご承知のとおり、年々元金も償還金も減っておりまして、今回の補正におきましても、前に整備しました施設の償還等も終わってございます。ピークが平成19年だったと思うのですけれども、それからどんどん減額になっておりまして、徐々に減っておりますので、全体的に借り入れ額がふえるということにはならないと思っております。

議長（若泉昌寿君） 福祉課長師岡昌巳君。

〔福祉課長師岡昌巳君登壇〕

福祉課長（師岡昌巳君） それでは、児童クラブの入級児童数ということでございますが、平成21年の10月に希望調査を行いまして、そのときの人数が布川小で41名、文小20名、文間小で30名という調査結果でございまして、実際に入級した児童が布川小で28名ということで、大分布川小の方が少なかったということでございます。文小につきましては、希望どおり20名、文間小につきましても29名ということで、ほぼ希望どおりの入級となっております。ですから、布川小で大幅に減ったということでございます。

また、金額でございますが、児童クラブは月5,000円となっております。8月のみ7,000円ということで、2人目以降につきましては半額となっております。

また、この歳入の減の中で母子家庭等につきましては無料ということで、若干何名かその世帯がおりまして、その点でも歳入が減となっているような状況でございます。

議長（若泉昌寿君） 12番岩佐康三君。

12番（岩佐康三君） 文小学校の裏の校舎、耐震補強をしなくてもいいのではないかとということのご答弁がなかったのですけれども、それについてもう一度お聞きいたします。

金利につきましては、1.2%ということで大変低い金利で、これはいいかなと思いましたが、この据え置き期間ではなくて、償還期限ですね、これは金利負担とか何かによって大分違うのかなと思うのですけれども、繰上償還とか云々とかというのは、金利が低ければ余りためることもないかと思うのですけれども、将来相当上がっていく可能性というのが大なので、そういうことを考えますと、余り今のうちに借金しない方がいいのではないかと。町の破綻にもつながってくる状況になってくるかと思しますので、そこらあたりを非常に懸念しております。それについてちょっとご答弁をお願いいたします。

あと、放課後子ども教室と、それから、学童保育に関して、人数はどのくらい違うのでしょうか。もしわかればちょっとお知らせください。今はわかりませんか。

なぜかと言うと、学童保育の場合は低学年ですよ、1年生から3年生まで、今は5時から6時ごろまでお預かりしていると思うのですけれども、放課後子ども教室については6年生までですよ。

〔「教育委員会です」と呼ぶ者あり〕

12番（岩佐康三君） 教育委員会関係とちょっと違いがあるのですよね。それは、問題が対象外になりますか。わかりました。では、学童保育については取り消します。

これは布川小学校だけ人数がかなり減ったということですが、何か原因はあるのでしょうか。もしお聞きであれば、家庭の事情等々で預ける人が減ってきたのかなという感じはいたしますけれども、何かお聞きであればお知らせください。

議長（若泉昌寿君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） 金利につきましては、今年度の参考で先ほど申し上げました1.2%ということでございます。毎年地方公共団体金融機構あるいは政府資金の方でも金利を定めてきますので、その金利で借入れをしていくということでございます。その金利につきましては、変動ではございませんので、固定でございますので、そのときの借りた金利ですと最後までいくということでございます。

それと、繰上償還の話もございましたが、繰上償還につきましては、借入れをした金利が高かった時代のものの繰上償還ということで行っている部分もございますが、一般会計の方につきましては、高い金利はございませんので、繰上償還の該当は今のところございません。

それと、据え置き期間云々の話も先ほどございましたが、据え置き期間を置きますと、その部分は元本の返済はなく、利子だけ支払いするような形になりますので、返済できるのであれば、据え置き期間なしで返済した方が早く返済も済みますので、据え置き期間の利子分を払う必要もございませんので、据え置き期間はできるだけ置かないで返済をしていった方が有利だと考えております。

議長（若泉昌寿君） 学校教育課長鬼沢俊一君。

〔学校教育課長鬼沢俊一君登壇〕

学校教育課長（鬼沢俊一君） それでは、お答えを申し上げます。

現在の文小学校の校舎の耐震性能につきましては、桁行方向ですべて強度が不足しております。特に2階の構造耐震指標のI s値が0.36となっております。渡り廊下につきましては、桁行、梁間、両方向において極端に強度が不足しております。特に1階部分で構造耐震指標のI s値が0.3を下回っている状況でございます。

この診断につきましては、東京の建築検査機構、耐震診断、耐震改修評定委員会の審議の結果においても妥当な診断結果と認められております。

議長（若泉昌寿君） 福祉課長師岡昌巳君。

〔福祉課長師岡昌巳君登壇〕

福祉課長（師岡昌巳君） それでは、お答えいたします。

個々の詳しい事情はよく把握できませんが、途中で退級した家庭等におきましては、仕事をやめたとか、町外転出等、家庭内で保育できる環境が整ったということで退級、ほか児童クラブ申し込みがなかったという理由がございます。

議長（若泉昌寿君） 生涯学習課長石井博美君。

〔生涯学習課長石井博美君登壇〕

生涯学習課長（石井博美君） 教育委員会で行っています放課後子ども教室におきましては、19名の児童をお預かりしております。

議長（若泉昌寿君） 12番岩佐康三君。

12番（岩佐康三君） 文小の耐震補強工事でございますけれども、今、この裏の校舎

はどのような形で利用されておりますか。

それと、今言われた危険な部分があるということで、これは直さなければいけないというのはわかりますけれども、ただ、全体的に生徒がかなり減ってきている中で、文小の裏の校舎まで耐震補強をやる必要があるのかなというのが疑問に残りますが、そこらあたりはどのような考えで耐震補強をされるのか、ご答弁いただきたいと思います。

児童クラブ、つまり学童保育については、人数が減って閉鎖ということは、多分これは最低でも20人いるわけで余りないと思いますけれども、できる限り子育て環境のしやすいまちづくりという観点からした場合には、なるべく負担を少なくして、しっかりとした制度を維持していくというのが大事なことだと思いますので、ぜひ存続するようにやっていただきたいと思います。

ただ、放課後子ども教室について、もしできるのであれば、19人というのは各学校でもやっていると思うのですけれども、各学校の人数等はわかりますか。わかりましたら、ご答弁願いたいと思います。

議長（若泉昌寿君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、岩佐議員のご質疑にお答えをいたします。

文小学校の耐震事業につきましては、昨年度12月、国の補正予算でやってもらえないかということで、当初は50%補助金、あと残り50%を起債を認めますということで、その70%を交付税に算入しますということで、それだったらこんないい条件はないのでやりましょうということでスタートしたのでありますが、去年の12月の末になって、この予算書にのっているように、その金額2,500万円何がしですけれども、この金額しか補助は出ませんよと、残りの金額については起債を100%認めますけれども、その3分の1しか交付税には算入しませんよということで、それで茨城県を通じて、茨城県、文科省といろいろ協議したのですが、それでは文科省の方から内示が来た中で、2,500万円プラス2,000万円を上限として補助金をプラスしますよということで内示はきております。ただその金額が2,000万円を上限としてということなので、それがどのくらいプラス補助金が出るかというのは、今後、文科省の方から内示が来てみないと、正式な数字が来てみないとわからないという状況でございます。

ただ、岩佐議員もご存じのとおり、国の文科省の方で段階的に8年かけて30人学級にするということで、これでいきますと今の文間小学校の方が教室が目いっぱい、これから子供が減る以上に、30人学級になると教室の方が足りなくなるということで、将来的には、今、もえぎ野台は文間小学校学校区と文小小学校学校区に分けてありますが、最終的には文間小学校がそのような状況でございますので、将来的にはもえぎ野台については自由に文小小学校、文間小学校を選べるような形にしないと、これ校舎が対応できないのかなと思っております。

今のままでいきますと、段階的にやりますと文間小学校の方が校舎、プレハブを建てるような状況になってきているということもございますし、今、文小学校学区の方でも、子供をいろいろな都合で文間小学校に入れる、また、文間小学校学区の方でも文小学校に入れるという、いろいろなパターンがございまして、そういうことも考えあわせて将来のことを考えると、今のうち耐震をやっていかないと、岩佐議員もご承知のとおり、昔の布川小学校のような、夏、40度、50度となるようなプレハブの中で子供たちが勉強せざるを得ないような、しなくてはならないような状況になるということで、今回、最終的には2,000万円上限の補助金プラスの内示を待っているところでございますが、それがなくてもここでやらないと、そういう状況が必ず生まれるという将来の状況がありますので、それでここで思い切ってやるということでございますので、ご理解をいただきたいと思いません。

それと、放課後子ども教室については、要するに学童クラブと同額の5,000円を、プラス2,000円くらいの子供たちのお茶菓子代ということで徴収していたのでありますが、放課後子ども教室については無料にしようということで無料にしたわけですが、当初3人にまで減った人数が、先ほど課長の方から答弁があったように、無料にした影響でしようけれども、19人にふえているということで、どんどん活用していただければよろしいのかなと、ありがたいなと思っている次第でございます。

議長（若泉昌寿君） 9番五十嵐辰雄君。

〔9番五十嵐辰雄君登壇〕

9番（五十嵐辰雄君） 30ページですけれども、款7土木費、項4都市計画費、目1の都市計画総務費ですが、委託料で90万円の減額補正でございます。用途地域変更業務委託でございますが、行政の継続性、一貫性という観点から質疑いたします。

用途地域の変更でございますが、これまでも前町長時代から用途地域の変更は懸案事項でございますして、平成20年度決算では繰越明許費で165万円でございます。それから、21年度決算は91万3,500円が用途地域変更業務委託で予算を執行しております。今回90万円減額補正でございますが、それから、23年度は用途地域の変更の予算の計上はないのでございます。

ここで90万円を減額しまして、用途地域の変更に対する町当局の考えでございますが、町長といたしましては、これまで選挙公約、マニフェストの実行のためにいろいろ特段の力を出しております。農産物直売所をつくるということもございますが、それについて、今回90万円を減額しまして、23年度予算計上はないのでございますが、今回の直売所をつくる場合、多分グラウンドの方につくると思うのですが、その場合は当然建築物の建築をすると思うのですが、その場合、用途地域の変更が必要かどうか、その点をお伺いします。

議長（若泉昌寿君） 都市建設課長飯塚正夫君。

〔都市建設課長飯塚正夫君登壇〕

都市建設課長（飯塚正夫君） 用途区域の委託の90万円減でございますが、今、議員がおっしゃるとおり、ことし90万円をのせております。今の段階で既に3月なので執行は無理ということで減額します。

最終的に繰り越すかということですが、必要なときに補正するということです。

今現在、町長が何回か申し上げますけれども、直売所の面積がこれだとまだ決まっていないのです。例えば500平米以下だったら用途変更は必要ないのです。だったら用途変更の予算は要らない。そこに何平米かのこういったものはどういうふうにつくって、どんな配置でどのようにということが決まっていけないと、予算は今の段階では上げるものは必要ない。ですから、必要なときに補正予算で上げさせてくると。

100何十万円かのうちの90万円というのは、一部用途区域変更の図書がそろっているんですね。残り90万円があればできるということで平成22年度は上げていますので、最終的に残りの分を仕上げれば用途変更の手続きはできます。ただ、具体的に直売所の面積だとか、それに付随する建物とか、そういったものが決まった段階で補正して用途変更を行うということでございます。

議長（若泉昌寿君） 9番五十嵐辰雄君。

9番（五十嵐辰雄君） ちょっと私疑問に思うのですが、最初は旧利根中の校舎、体育館、それを一体的に活用して直売所をつくるわけですが、そのためにつくった書類でございますが、90何万円かの書類をつくったそうですが、それを今度グラウンドの方へ建物をつくるような場合ですが、そのものが使えるかどうかでございます。

やはり都市計画法と建築基準法は関係していますよね。用途は都市計画法、建物は建築基準法ということでございますが、それで、これは西村議員の質問に町長が答弁しておりますが、この当時はまだ学校がはっきり固まらないときでございますが、用途地域の変更については必要ない場合もあるよと、そういう今回のご理解でございますけれども、では前の書類は使えるのでございますか、90何万円かの書類は、やはり目的が大分大幅に変わった場合は、幾ら業者がつくっても、そのものを差しかえて使うということはちょっと危険性があると思うのですが、その実物がどういうものかはっきりわかりませんが、90何万円かで予算執行した用途地域の業務委託の図書ですね、それはどういうものでございますか。課長、専門家でございますから、その概略を簡単にこの場で説明していただければ幸いです。

議長（若泉昌寿君） 都市建設課長飯塚正夫君。

〔都市建設課長飯塚正夫君登壇〕

都市建設課長（飯塚正夫君） その用途区域の変更が一部でき上がっているという書類が、今後予定がどんなものになって、グラウンドを使うことになったとか、校舎にどうのこうのということに対して、前にできた書類が使えるのかということでございますが、全然問題ございません。

用途区域の変更は、都市計画法の用途の変更なのです。利根町の概略から入って、こういった目的でこういうふうに変更をしたいですよという書類の流れを、県の都市計画審議会にかけるためにつくる資料なのですね。ですから、グラウンドに建てようが、今の校舎を使おうが全然関係ない。ですから、建築確認と用途変更というのは、確かに都市計画法と建築基準法は全然違いますね。ですから、用途変更は、その用途が今の用途で建つか建たないかという、建たなかったら用途変更しないと建てられない、その用途変更の変更してから、それにマッチしたものの建築基準法に基づいた建築確認を出すという流れですね。ですから、今できている書類は、一部を差しかえるだけで、今後どんなふうになっても対応できるところまでしかつくらせていませんので、今の書類に大した問題はございません。

議長（若泉昌寿君） 9番五十嵐辰雄君。

9番（五十嵐辰雄君） 3回目でございますが、行政の一貫性という観点から質疑しますけれども、23年度、確かに農産物直売所等開設準備委員会の運営支援業務委託419万円を計上しております。確かに用途地域と基準法というのは関係ないですね。これは建物をつくるための基準法であって、用途は都市計画法でございますので、確かに課長おっしゃるとおり、500平米以下については今の用途でも十分に建築はできますので、その点は理解いたしました。

以上で終わります。答弁は結構です。

議長（若泉昌寿君） 11番飯田 勲君。

〔11番飯田 勲君登壇〕

11番（飯田 勲君） 1点、お尋ねします。

7ページの繰越明許費補正という件でお尋ねします。

ここに繰越明許費として、スーパー堤防整備事業と小学校建設事業ということで2件が計上されているわけですが、この2件とも、これはもちろん平成22年度の補正予算書にのっているわけですが、あくまでも22年度の一般会計としてこれを運用していくのか、その点をお聞きしますが、当然これは小学校建設事業に関しましては今から設計委託をして、それから工事をしていくわけで、平成22年度には、とてもじゃないがこの事業は完了しないわけでございます。そういうときに決算というのですか、決算の審査というのは平成23年度の決算で行うのか、その辺、財政の流れというか、そういうものをお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（若泉昌寿君） ただいま4番守谷貞明議員が入場しました。おくれる場合は、事務局の方に一報いただきたいと思えます。

企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それではお答え申し上げます。

繰越明許費の事業の経費関連のご質問でございます。

二つの事業とも平成22年度中に完了できないということで、23年度に繰り越しをするということで補正をするものでございまして、決算のお話もございましたが、23年度に執行になりますと、23年度の決算審査を受けてご承認をいただくということになります。

ですから、支出した時期が23年度になりますので、23年度の決算と同様の扱いということでございます。

議長（若泉昌寿君） 11番飯田 勲君。

11番（飯田 勲君） ということは、この22年度の補正予算書に金額が計上されているけれども、23年度の予算書には計上されておりませんね。その件について、繰越明許をすれば自動的に23年度の執行に移行するのか。これは当然22年度の補正予算ですから22年度ですね、22年度の補正予算には計上されているけれども、これが22年度にはできないから23年度にやると、23年度の事業としてやるから明許費なんだと、しかしながら23年度の予算書には計上されていないというのはどういうことなのか、その辺お聞きしたいと思います。

もう1点、建設課長にお尋ねしたいと思います。スーパー堤防整備事業で繰越明許費が472万6,000円計上されています。しかしながら、この予算書で土木費の中でスーパー堤防整備事業として65万5,000円が減額補正されております。この辺の整合性というのはどうなのか、ちょっとお尋ねします。

議長（若泉昌寿君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

繰越明許費につきましては、22年度の予算の方に計上されております。また、小学校建設事業については、今回の補正予算の方に計上してございます。

この支出でございますが、22年度に執行できないということが明白になっておりますので、23年度に繰り越しをして支出をさせていただくということで、今回、繰越明許費ということでご提案申し上げているところでございます。

22年度の取り扱いにつきましては、決算の取り扱いは繰越明許ということで決算書の方に記載をいたします。23年度の方は、支出を行う際には支出の伝票を記載するわけですが、その記載された伝票にも繰越明許ということを明示しまして、23年度の通常の予算と22年度の繰越明許費は分けて完了していくということでございます。

決算につきましては、23年度の決算の中を含めまして、決算をさせていただくということでございます。

議長（若泉昌寿君） 都市建設課長飯塚正夫君。

〔都市建設課長飯塚正夫君登壇〕

都市建設課長（飯塚正夫君） 7ページの明許繰越の472万6,000円と、30ページの河川

費のスーパー堤防整備事業の減の整合性ということでございますが、まず、企画財政課長から当初説明されましたように、繰越明許費はある方の移転補償費なのですね。1,577万円という金額が出ております。それで、壊す前は7割しかお支払いしません。その壊したのを確認して3割をお支払いするというのでやっています、それが3月中に取り壊しできないということで、7割はお支払いしてあるのですけれども、あとの3割はお支払いできないので、それを明許繰越するというのが、この472万6,000円ということでございます。これは国の方から最終的にお金が入ってくるので、利根町の方が受託して補償対象者と交渉して払った分が、後からうちの方に入ってくるということで、7割分は今年度いただきますけれども、その726万円は23年度にいただくということで、繰り越してお支払いするものでございます。

あと、30ページの河川費の総務費、これはまた全然内容が違っていて、13番の委託料は保存登記業務委託21万7,000円減と、公有財産購入費43万8,000円の減、これは今、スーパー堤防できています2の1というところで斜面の部分の中に、法定外公共物と言いまして、もともと水路と道路がございます。それが今現在、現況として斜面になっています。その部分を国が買い上げてくれると。斜面の部分は国が管理してくれるということで、国の財産にするということなのですね。そのときに、ご存じのように法定外公共物というのは地番がついておりません。公共物に地番をつけないと国の方でも買収ができないので、それを保存登記するといったときの予算の委託した残が21万7,000円でございます。

ですから、それは使わないので、実際には地番つけ終わって作業が終わっていますので、委託料が21万7,000円余ったから減。

あと一つの公有財産購入費というのは、これは2の2の方の場所を買収するわけですが、当初予算で見込んでいた単価よりも実際の国の方との調整で、買収する単価が下がったということで43万8,000円の残で減ということですから、7ページの明許繰越の方は内容が全然違うので、そういう体制の補正でわかっただけだと思います。

よろしく申し上げます。

議長（若泉昌寿君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。それでは、議案第10号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第6、議案第11号 平成22年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。それでは、議案第11号 平成22年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第7、議案第12号 平成22年度利根町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。それでは、議案第12号 平成22年度利根町老人保健特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第8、議案第13号 平成22年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。それでは、議案第13号 平成22年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第9、議案第14号 平成22年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。それでは、議案第14号 平成22年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第10、議案第15号 平成22年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。それでは、議案第15号 平成22年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第11、議案第16号 平成22年度利根町水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。それでは、議案第16号 平成22年度利根町水道事業会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第12、議案第19号 利根町民すこやか交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。それでは、議案第19号 利根町民すこやか交流センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第13、議案第20号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についてを議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。それでは、議案第20号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時56分休憩

---

午前11時10分開議

議長（若泉昌寿君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第14、議案第21号 平成23年度利根町一般会計予算から日程第21、議案第28号 平成23年度利根町水道事業会計予算までの8件を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。それでは、日程第14、議案第21号 平成23年度利根町一般会計予算から日程第21、議案第28号 平成23年度利根町水道事業会計予算までの8件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

それでは、議案第21号について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第21号 平成23年度利根町一般会計予算につきまして補足してご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、3ページをお開き願います。

款1町税につきましては14億7,460万円で、前年度から比較しますと6,320万4,000円の減額でございます。この減額の主な理由でございますが、項1町民税で納税義務者の減少によりまして減額となったものでございます。

次に、款2地方譲与税は、前年度と同額の8,600万円を計上してございます。前年度の決算見込みにより算出してございます。

続きまして、款3利子割交付金では、前年度と比較しまして200万円の減額でございます。

また、次の款4配当割交付金は、前年度と比較しまして100万円の増額でございます。

次に、款5株式等譲渡所得割交付金は、前年度と同額の計上でございます。

次のページになりますが、款6地方消費税交付金は、前年度と比較しまして2,000万円の増額となっております。

これら款3利子割交付金から款6地方消費税交付金までは、県の予算の算出基礎に基づきまして算出してございます。

続きまして、款7自動車取得税交付金で、前年度より比較しますと300万円の減額でございます。自動車取得税の一部が道路延長等の比率によりまして交付されるものでございます。平成22年度の決算見込みと地方財政計画の伸び率から算出したものでございます。

続きまして、款8地方特例交付金は、前年度と比較しますと1,000万円の増でございます。この理由でございますが、児童手当及び子ども手当特例交付金と地方税の減収補てん特例交付金でございまして、地方財政計画の伸び率と決算を考慮して見込んだものでございます。

続きまして、款9地方交付税で、前年度と比較しますと率にしまして5.2%、8,000万円の増額でございます。これは、地方交付税につきまして、平成23年度の地方財政計画において2.3%の増という計画が示されております。また、基準財政収入額の増税の減額を考慮したもので、9,000万円の増で1億5,600万円を見込んでございます。

一方、特別交付税は、算定方法の見直しによりまして、交付税総額における割合が6%

から4%にまで段階的に引き下げられるということでございまして、23年度は5%となります関係で、それらを考慮いたしまして1,000万円減額の3,000万円を見込んでございます。合計で15億9,000万円を見込んだものでございます。

次に、款10交通安全対策特別交付金は、前年度とほぼ同額を見込んでございます。

款11分担金及び負担金は、前年度と比較いたしますと919万5,000円増額の5,622万円を計上してございます。この主な増の理由でございますが、常総地域小児救急医療輪番制病院等運営費負担金の増でございまして、これは平成23年度から本町がこの制度を運営します事務局となりますことから増となったものでございます。

また、児童福祉費の負担金で、保育園への入所児童の増加に伴いまして増額を見込んだものでございます。

款12使用料及び手数料は、住民登録関係手数料やごみ袋などの売捌手数料を見込んだものでございます。

次のページをお願いいたします。

款13国庫支出金につきましては4,627万7,000円の増額でございます。この理由でございますが、民生費国庫負担金で障害者自立支援給付費負担金と、子ども手当負担金が増額となったことによるものであります。

款14県支出金は、前年度と比較しますと1,143万3,000円の増額を見込んでございます。この理由でございますが、民生費県負担金で国民健康保険事業費負担金の保険基盤安定負担金と、子ども手当関係の負担金の増額によるものでございます。

款15財産収入は、前年度と比較しますと151万5,000円の減額を見込んでございます。これは、基金の運用の預金の利子などを見込んだものでございます。

次の款17繰入金は、前年度と比較しますと1億3,295万3,000円の増額で、特定目的基金である各種事業の実施に充てるため、環境施設整備基金、義務教育施設整備基金などから3億6,376万円を繰り入れてございます。また、特定目的基金繰り入れ後の財源不足につきましては、財政調整基金から1億4,659万1,000円を繰り入れしてございます。

6ページをお願いいたします。

款18繰越金は1億円で、前年度と同額でございます。これは決算の状況等を勘案したものでございます。

款19諸収入につきましては、前年度と比較しますと735万4,000円の増額でございます。この主な理由でございますが、退職消防団員の退職報償金と公用車車庫設置工事負担金で、平成24年度から水道事業が県南水道との統合によりまして、現在所管しております公用車等を町の方で引き受けるということでございまして、公用車の車庫を庁舎敷地内に整備するための負担金を見込んだものでございます。

款20町債につきましては、前年度と比較しますと6,330万円の減額で、3億3,670万円を見込んでございます。これは、臨時財政対策債で地方財源計画の伸び率を考慮したもので

ございます。

続きまして、歳出でございます。

7ページをお願いいたします。

款1議会費につきましては、前年度と比較しますと2,309万5,000円の増額でございます。これは、議員年金制度廃止に伴う共済負担金率の改定によるものでございます。

次に、款2総務費につきましては、前年度と比較しまして1,334万4,000円の減額でございます。項4選挙費で参議院議員及び県議会議員選挙の選挙がなくなったこと、また、項5統計調査費で国勢調査事業が終了したことによる減額でございます。

次に、款3民生費につきましては、前年度と比較しまして1億1,016万円の増額でございます。この主な理由は、項1社会福祉費で国民健康保険特別会計繰出金が、保険税軽減制度の見直しにより増になったこと、また、項2児童福祉費で子ども手当の支給の経費が増額になったことによるものでございます。

款4衛生費につきましては、前年度と比較しますと4,581万9,000円の増額でございます。この主な理由は、先ほど歳入でも申し上げましたが、項1保健衛生費で常総地域小児救急医療輪番制運営費負担金で本町が事務局となったことから、負担金支出が増になったものでございます。また、任意予防接種事業で、水ぼうそう、おたふく風邪、高齢者の肺炎球菌でございますが、この事業で町の助成が増となったことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

款5農林水産業費につきましては、前年度と比較して768万円の減額でございます。この理由でございますが、項1農業費でアンテナショップ運営委託事業がなくなりましたこと、それから、過去の基盤整備事業負担金の償還の終了によるものでございます。

次に、款6商工費は、前年度と比較しましてほぼ同額の計上でございます。この内容でございますが、消費行政に関する経費、あるいは商工業の振興等の事業費を計上してございます。

款7土木費につきましては、前年度と比較しまして7,887万6,000円の増額でございます。この理由は、項2道路橋梁費で道路維持工事事業の工事数の増と、浄化センター周辺整備事業で道路工事事業費が増額となったことによるものでございます。

款8消防費につきましては、前年度と比較しますと1,135万4,000円の増額でございます。この主な理由でございますが、稲敷地方広域市町村圏事務組合消防費負担金の増額に伴うものでございます。

款9教育費でございますが、前年度と比較しまして1,218万7,000円の減額でございます。この理由でございますが、項2小学校費で文小学校プール補修工事が終了しましたこと、項3中学校費、項4社会教育費で人事異動に伴います人件費が減額になったことによるものでございます。

款10公債費につきましては、前年度と比較しまして4,979万3,000円の減額でございます。

この主な理由でございますが、教育債で図書館建設事業債と布川小学校大規模改造事業の事業債の一部償還の終了による減額となったことによるものでございます。

款11諸支出金では、前年度と比較しまして151万5,000円の減額でございます。これは、基金の管理運用としまして定期預金の利子が低くなったため、積立金を計上したものでございます。

款12予備費は、前年度と同額の500万円を計上してございます。

次に、10ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為でございます。事業は二つございまして、二つとも公用車リース事業でございます。期間は平成23年度から平成28年度まで、限度額はそこに記載のとおりでございます。

次に、第3表地方債でございます。臨時財政対策債につきましては、平成23年度の国の地方財政計画におきまして伸び率を勘案しまして、借入限度額を3億2,000万円としたものでございます。続きまして、利根北部地区基盤整備事業債で借入限度額を1,670万円とするものでございます。これは、基盤整備事業の町負担分に充てるため借り入れをするものでございます。二つの限度額の合計は3億3,670万円で、前年度と比較しますと6,330万円の減額でございます。起債の方法、利率及び償還の方法は、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（若泉昌寿君） 次に、議案第22号について、保険年金課長兼国保診療所事務長矢口 功君。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長矢口 功君登壇〕

保険年金課長兼国保診療所事務長（矢口 功君） それでは、議案第22号 平成23年度利根町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、事業勘定の方からご説明いたします。

平成23年度の歳入歳出の総額は、21億5,951万6,000円の予算計上となっております。前年度と比較いたしますと9,510万9,000円の増額でございます。率にしまして4.6%の増となっております。

それでは、3ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

款1国民健康保険税につきましては6億1,441万8,000円の計上でございまして、前年度と比較しますと1,452万5,000円の減額、率にしまして2.3%の減となっております。被保険者数は、前年度より260人増の6,560人を見込んでございます。また、1人当たりの調定額は前年度より6,645円減、率にしまして6.3%減の9万8,873円を見込んでございます。

主な内容でございますけれども、一般被保険者の国民健康保険税につきましては、被保険者数は前年度と比較しまして300人増の6,100人を見込んでございます。被保険者数は増となるものの、所得割の減収及び応益割合にかかります従来の6割、4割の軽減内容から、

7割、5割、2割の軽減内容を拡大したことによりまして5億6,036万6,000円の計上でございまして、前年度と比較しますと598万2,000円の減、率にしまして1.1%の減となっております。

一方、退職被保険者等の国民健康保険税でございますけれども、被保険者数は前年度と比較しまして40人減の460人を見込んでございます。こちらにつきましても所得割の減収及び応益割合に係る軽減拡大によりまして5,405万2,000円の計上でございます。前年度と比較しますと854万3,000円の減、率にしまして13.6%の減となっております。

続きまして、款2使用料及び手数料につきましては、17万3,000円の計上でございまして、前年同額となっております。

次、款3国庫支出金につきましては4億9,301万8,000円の計上となっております。前年度と比較しますと68万2,000円の増でございまして、率にしまして0.1%の増、ほぼ前年度と同額となっております。

項1の国庫負担金につきましては、療養給付費等負担金及び特定健康診査等負担金の関係で、前年度と比較しますと145万4,000円の増額となるものでございます。

項2の国庫補助金につきましては、財政調整交付金及び出産育児一時金の関係で、前年度と比較しますと77万2,000円の減額となるものでございます。

次に、款4療養給付費交付金につきましては1億2,983万1,000円の計上となっております。前年度と比較しますと1,218万円の増額、率にしまして10.4%の増となっております。これは、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございまして、退職被保険者等に係る療養給付費の伸びによるものでございます。

次に、款5前期高齢者交付金につきましては4億1,417万8,000円の計上となっております。前年度と比較しますと5,951万5,000円の増でございまして、率にしまして16.8%の増となっております。これは、65歳から74歳までの前期高齢者の保険者間の負担の不均衡を各保険者の加入者数に応じて調整するためのものでございまして、前期高齢者加入者数の増及び医療費の給付額の増によるものでございます。

次に、款6県支出金につきましては9,765万9,000円の計上でございます。前年度と比較しますと196万7,000円の増でございまして、率にしまして2.1%の増となっております。

項1の県負担金につきましては、特定健康診査等負担金で前年度と比較しますと15万8,000円、項2の県補助金につきましては、県調整交付金で180万9,000円がそれぞれ増額となるものでございます。

次に、一番下から次の4ページになりますが、款7の高額医療費共同事業交付金で1億8,519万7,000円の計上となっております。前年度と比較しますと476万3,000円の増額、率にしまして2.6%の増でございます。これは、保険財政共同安定化事業交付金で、一般被保険者の療養給付に要しました1件当たりの医療費が30万円から80万円未満の高額医療に対しまして、国保連合会の方から交付されるものでございまして、高額医療費の増によ

るものでございます。

次に、款 8 繰入金につきましては 1 億 9,302 万 7,000 円の計上となっております。前年度と比較しますと 2,962 万 3,000 円の増額でございます。率にしまして 18.1% の増でございます。このうち、項 1 他会計繰入金につきましては、前年度と比較しまして 2,273 万 9,000 円の増、1 億 1,409 万 7,000 円を計上してございまして、これは一般会計より繰り入れするものでございます。保険基盤安定化分及び職員給与費分の増によるものでございます。

また、項 2 の基金繰入金につきましては、前年度と比較しまして 688 万 4,000 円増の 7,893 万円の繰り入れで、こちらにつきましては、財源不足分を財政調整基金より繰り入れるものでございまして、これにつきましては保険給付費の伸びによるものでございます。

次に、款 9 繰越金につきましては、前年度と同額の計上となっております。

款 10 諸収入につきましては 201 万 4,000 円の計上でございまして、前年度と比較しますと 90 万 5,000 円の増、率にしまして 81.6% の増となっております。これは、項 1 の延滞金加算金及び過料のうち、一般被保険者延滞金の増額を見込んだものでございます。

続きまして、5 ページでございます。

歳出につきましてご説明いたします。

款 1 の総務費につきましては 5,210 万 4,000 円の計上となっております。前年度と比較しますと 171 万 9,000 円の増額、率にしまして 3.4% の増となっております。

項 1 の総務管理費につきましては、職員の人件費、一般事務経費及び国保連合会並びに国保運営協議会等の経費を計上してございまして、職員の人件費の増によるものが増えてございます。

次に、款 2 保険給付費で 14 億 2,321 万 2,000 円の計上となっております。前年度と比較しますと 8,337 万 7,000 円の増、率にしまして 6.2% の増となっております。これは、項 1 の療養諸費におきまして、一般被保険者及び退職被保険者にかかわる療養給付費の医療費の伸びによりまして 8,500 万円の増額となるものでございます。

次に、款 3 後期高齢者支援金等で 2 億 9,147 万 5,000 円の計上となっております。前年度と比較いたしますと 770 万 4,000 円の増額、率にしまして 2.7% の増となっております。これは、国保加入者の 74 歳までの被保険者が、後期高齢者医療制度に係る医療費負担分として主に 4 割を納付するものでございます。1 人当たりの医療費の伸びが見込まれることから増額になるものでございます。

次に、款 4 前期高齢者納付金等は 72 万円の計上でございまして、ほぼ前年並みの計上となっております。

次に、一番下になります。款 5 老人保健拠出金につきましては 401 万 9,000 円の計上でございまして、前年と比較しますと 193 万 6,000 円の減、率にしまして 32.5% の減となっております。これは、老人保健該当の医療費に係る保険者負担分としまして支払基金の方に

拠出するものでございまして、平成21年度の精算見込み額及び過誤請求分の医療費を拠出するものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

款6介護納付金につきましては1億2,778万円の計上となっております。前年度と比較しますと141万7,000円の減額、率にしまして1.1%の減でございます。これは、介護保険第2号被保険者に対する介護給付費納付金でございまして、被保険者数の減によるものでございます。

次に、款7共同事業拠出金につきましては2億577万9,000円の計上でございます。前年度と比較いたしますと529万2,000円の増額、率にしまして2.6%の増となっております。これは保険財政共同安定化事業事務費拠出金の増でございまして、高額医療費のうち1件につき30万円から80万円以内の高額医療費に対する拠出金でございまして、高額医療費の伸びが見込まれることから増額となったものでございます。

次に、款8保健事業費につきましては2,343万7,000円の計上となっております。前年度と比較しますと183万2,000円の減、率にしまして7.2%の減となっております。

項1の保健事業費につきましては、人間ドック、脳ドック等の健診希望者に対する助成事業等の健康増進を図るための関係経費を計上してございます。人間ドック、脳ドックの助成につきましては、320名、689万円を計上してございます。

また、項2の特定健康診査等事業費につきましては、特定健診等の委託料でございまして、検査見込み者数を実績で計上したことによりましての減、及び健診料の単価改正に伴いまして、前年度と比較しますと176万4,000円の減、1,447万8,000円の計上となっております。

次に、款9基金積立金につきましては、科目のみの計上となっております。

款10諸支出金で270万3,000円の計上でございます。前年度と同様の計上となっております。これは、主に保険税の還付金でございます。

款11予備費で2,828万6,000円の計上でございまして、前年度と比較しますと228万6,000円の増額、率にしまして8.8%の増でございます。これにつきましては、保険給付費の約2%を計上したものでございます。

事業勘定につきましては以上でございます。

続きまして、施設勘定についてご説明申し上げます。

平成23年度の歳入歳出総額につきましては1億519万2,000円の予算計上になってございます。前年度と比較しますと2,111万2,000円の減額で、率にしまして16.7%の減額となっております。

それでは、34ページをお開き願いたいと思います。

初めに、歳入の方からご説明いたします。

款1の診療収入につきましては7,295万2,000円の予算計上になってございます。前年度

と比較しますと785万円の減額、率にして9.7%の減になってございます。これは、項1外来収入の減でございまして、社会保険診療報酬収入、後期高齢者診療報酬収入で、いずれも外来患者数が減少傾向にあること、及び院外処方にかえられたことに伴いまして薬剤にかかわる診療報酬の減少によるものでございまして、実績により減額としたものでございます。

次の款2介護サービス収入につきましては168万1,000円の計上になってございます。ほぼ前年と同額でございます。

款3使用料及び手数料につきましても前年度と同様でございまして、48万円の計上となっております。

次に、款4繰入金につきましては2,307万7,000円の計上となっております。前年度と比較しますと1,518万円の減額で、率にしまして39.7%の減となっております。これは、項2の基金繰入金の減でございまして、前年度におきましては空調機の設置工事があった関係上、財政調整基金の方から大きな取り崩しをしたところでございますけれども、今年度につきましては、それが終了したことによりまして大きな減額となったものでございます。

次に、一番下から次の35ページにあります款5繰越金につきましては、科目のみの計上となっております。

次に、款6諸収入につきましては700万1,000円の計上でございます。前年度と比較しますと187万8,000円の増額でございまして、率にしまして36.7%の増となっております。増額の主なものにつきましては、項2の雑入でございまして、従来より実施してございませぬインフルエンザ等の予防接種料に加えまして、新たに子宮頸がん等の予防接種料を見込んだことによる増でございます。

続きまして、36ページ、歳出でございまして。

款1の総務費につきましては8,639万4,000円の計上となっております。前年度と比較いたしますと2,420万8,000円の減額、率にしまして21.9%の減となっております。この科目につきましては、人件費、施設運営費及び維持管理費等の経費を計上してございまして、今回の減額の主なものにつきましては、先ほど歳入でもご説明しましたとおり、昨年実施いたしました診療所空調機設置工事が終了したことに伴いましての減額となるものでございます。

次に、款2医業費につきましては1,779万7,000円の計上となっております。前年度と比較しますと309万6,000円の増額でございまして、率にしまして21.1%の増となっております。この科目につきましては、医療用機械機器費の賃借料及び医薬衛生材料等の購入に係る経費を計上してございまして、増額の主なものにつきましては、先ほど申し上げました、子宮頸がん等予防接種にかかります新規事業の実施に伴いますワクチン購入による医薬材料費の増でございます。

次に、款3基金積立金及び款4予備費につきましては、前年同様の計上となっております。

続きまして、37ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為でございます。内容でございますけれども、国保診療所公用車賃借料でございます。現在、国保診療所で患者への往診用に使用している公用車が老朽化したことから更新するものでございます。過去これまでにしましては買い取りであったものを、今回リース契約で行うものでございまして、期間につきましては平成23年度から28年度まで、限度額につきましては246万円でございます。

施設勘定につきましては以上でございます。

議長（若泉昌寿君） 次に、議案第23号について、都市建設課長飯塚正夫君。

〔都市建設課長飯塚正夫君登壇〕

都市建設課長（飯塚正夫君） それでは、議案第23号 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計予算について補足説明いたします。

5ページをお開きください。

初めに、歳入でございますけれども、款1分担金及び負担金から款7町債までで合計で3億6,097万8,000円の計上をしてございます。前年度と比較しますと1,670万円の増額となっております。これらは使用料及び手数料の収納率の向上、また、事業費増に伴う国庫支出金、または繰入金が増額になったものからでございます。

次に、その下の歳出でございますけれども、款1下水道費が前年度と比較しますと2,991万7,000円の増となっております。これは整備費の増が主なものでございます。

款2公債費でございますが、前年度比較1,321万7,000円の減となっております。これは、償還金が一部終了したことによる減でございます。

議長（若泉昌寿君） 次に、議案第24号について、環境対策課長蓮沼均君。

〔環境対策課長蓮沼均君登壇〕

環境対策課長（蓮沼均君） それでは、議案第24号 平成23年度利根町営霊園事業特別会計予算につきまして補足してご説明いたします。

1ページお願いします。

歳入歳出予算の総額は515万2,000円の予算計上でございます。前年と比較しますと38万5,000円の減で、率にしまして7%の減でございます。

2ページをお開き願います。

それでは、歳入についてご説明いたします。

款1使用料及び手数料につきましては488万6,000円の計上でございます。こちらは永代使用料と全区画の1,190区画の管理料でございます。

款2繰入金につきましては26万5,000円の計上でございます。こちらは財政調整基金を取り崩して充当してございます。

款3 繰越金につきましては、科目のみの計上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

款1 霊園事業につきましては505万2,000円の計上でございます。前年と比較しますと7%の減でございます。こちらは町営霊園の維持管理費でございます。霊園環境整備事業委託の除草面積の減によるものでございます。

款2 予備費につきましては10万円の計上でございます。

議長（若泉昌寿君） 次に、議案第25号について、福祉課長師岡昌巳君。

〔福祉課長師岡昌巳君登壇〕

福祉課長（師岡昌巳君） それでは、議案第25号 平成23年度利根町介護保険特別会計予算について補足してご説明申し上げます。

この特別会計は、介護認定事務、介護サービス給付費及び地域支援事業等の介護保険事業運営を行うための予算でございます。

歳入歳出それぞれの総額は10億1,140万3,000円で、前年度と比較しますと4,875万9,000円の増額、率にいたしまして5.07%の増となっております。

まず歳入について、2ページをお開き願います。

款1 介護保険料 1億9,430万4,000円、これは65歳以上の第1号被保険者分の介護保険料で、前年度と比較しますと1,134万5,000円、6.2%の増でございます。第1号被保険者の増に伴いまして増額を見込んでございます。

款2 使用料及び手数料は、科目の設定をしてございます。

款3 国庫支出金でございますが、合計で2億1,066万5,000円、前年度と比較しますと964万7,000円の減額でございます。主な理由でございますが、介護サービスの利用による保険給付費で増額が見込まれますが、項2の国庫補助金、調整交付金でございますが、減額が見込まれるためでございます。また、負担割合でございますが、居宅介護に关します保険給付に見合う国庫負担分は20%、施設介護サービス給付費に見合う国庫負担分は15%でございます。

款4 支払基金交付金につきましては2億9,685万3,000円、前年度と比較しまして1,496万円の増額で、保険給付費の増によるものでございます。負担割合は30%でございます。

款5 県支出金につきましては1億4,292万1,000円、同じく保険給付費の増によるものでございます。負担割合でございますが、居宅介護に関する給付費については12.5%、施設介護サービス給付費につきましては17.5%でございます。

款6 繰入金につきましては、合計で1億6,662万9,000円、前年度と比較いたしますと2,403万5,000円の増額となっております。保険給付費の増によりまして、一般会計繰入金のほか、介護給付費準備基金から2,119万3,000円、また介護従事者処遇改善臨時特例基金から273万9,000円が繰り入れられております。

款7 繰越金及び款8 諸収入は、科目の設定をしてございます。

次に、4ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1総務費につきましては、前年度とほぼ同額の1,507万6,000円の計上でございます。

款2保険給付費につきましては、合計で9億8,137万4,000円、前年度に比較しますと4,778万8,000円の増額、率にしまして5.1%の増でございます。主な理由につきましては、居宅介護サービス給付費で前年度より減額が見込まれますが、地域密着型介護サービス及び施設介護サービスの利用増が見込まれるものでございます。

款3地域支援事業費は、特定高齢者や一般の高齢者に対して介護予防事業、これは運動機能向上事業、栄養向上事業、口腔機能向上事業を行う経費でございます。また、地域包括支援センターの運営に関する事業費を計上したものでございます。前年度に比較して95万4,000円増の1,169万8,000円の計上でございます。

款4財政安定化基金拠出金、款5基金積立金は、科目の設定をしてございます。

款6諸支出金は、介護保険料の還付金の計上や国庫支出金などの返還のためなどの科目設定をしてございます。

款7予備費につきましては、前年同額の300万円の計上でございます。

議長（若泉昌寿君） 次に、議案第26号について、保健福祉センター所長石塚 稔君。

〔保健福祉センター所長石塚 稔君登壇〕

保健福祉センター所長（石塚 稔君） それでは、議案第26号 平成23年度利根町介護サービス事業特別会計予算について補足してご説明いたします。

この会計は、利根町地域包括支援センターが行う介護予防支援事業として、介護保険の要支援者に対するケアプラン作成業務に関する予算を計上しております。

3ページをお願いいたします。

歳入歳出の総額はそれぞれ490万3,000円となっており、前年度より53万8,000円、12.3%の増となっております。

歳入ですが、款1サービス収入は本年度予算445万4,000円で、前年度より66万2,000円の増となっております。これは、介護予防ケアマネジメント費の収入増を見込んだものでございます。

款2繰入金は44万8,000円で、前年度より12万4,000円減となっておりますが、これは一般会計繰入金で年度当初の財源調整として計上したものでございます。

款3繰越金は、科目として計上しております。

続いて、歳出でございますが、款1サービス事業費の本年度予算は490万2,000円で、前年度より53万8,000円増となっております。これは、居宅介護予防ケアプラン作成に係る臨時職員賃金の増が主なものでございます。

款2諸支出金につきましては、一般会計繰出金で科目として計上しております。

議長（若泉昌寿君） 次に、議案第27号について、保険年金課長兼国保診療所事務長矢

口 功君。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長矢口 功君登壇〕

保険年金課長兼国保診療所事務長（矢口 功君） それでは、議案第27号 平成23年度利根町後期高齢者医療特別会計予算につきまして補足してご説明申し上げます。

歳入歳出総額につきましては2億6,546万1,000円の予算計上となっております。前年度と比較いたしますと667万8,000円の増額でございます、率にしまして2.6%の増となっております。

それでは、2ページをお開き願いたいと思います。

歳入につきましてご説明申し上げます。

款1の後期高齢者医療保険料につきましては1億337万6,000円の予算計上となっております。前年度と比較いたしますと47万4,000円の増、率にしまして0.5%の増ということで、ほぼ前年並みの計上となっております。被保険者数につきましては、前年度より99人増の2,117名を見込んだものでございます。

次の款2使用料及び手数料につきましては、科目の設定となっております。

次の款3繰入金は1億5,849万9,000円の計上でございます。前年度と比較しまして520万9,000円の増額、率にしまして3.4%の増でございます。これにつきましては一般会計からの繰入金でございまして、後期高齢者医療分の公費負担分及び事務費分並びに保険基盤安定分をそれぞれ繰り入れするものでございまして、医療給付費の増及び低所得者の軽減分を補てんします保険基盤安定分の増によるものでございます。

次に、款4繰越金につきましては、科目のみの計上でございます。

次に、款5諸収入につきましては358万3,000円の計上でございます。前年度と比較しますと99万5,000円の増額、率にしまして38.4%の増でございます。これにつきましては、項3の雑入で、広域連合からの後期高齢者に係る健診料の経費等に対する交付金の増額を見込んでございます。

続きまして、3ページ、歳出でございます。

款1総務費につきましては1,516万4,000円の計上となっております。前年度と比較しますと200万円の増でございます。率にしまして15.2%の増になってございます。この科目につきましては項1総務費でございまして、後期高齢者にかかります健診業務委託の増でございます。

次に、款2の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては2億4,988万5,000円の計上でございます。前年度と比較しますと467万5,000円の増額でございます、率にしまして1.9%の増となっております。こちらにつきましては、後期高齢者医療保険料及び町の公費負担分並びに基盤安定分を広域連合の方へ納付するものでございます。増額につきましては、医療費の伸びによる町公費負担分の増、及び保険基盤安定の増によるものでございます。

款 3 の諸支出金につきましては31万2,000円の計上でございます、前年度とほぼ同額の計上となっております。こちらは保険料の還付金でございます。

款 4 の予備費につきましては、前年同様10万円の計上となっております。

議長（若泉昌寿君） 次に、議案第28号について、水道課長福田 茂君。

〔水道課長福田 茂君登壇〕

水道課長（福田 茂君） それでは、議案第28号 平成23年度利根町水道事業会計予算について補足してご説明いたします。

1 ページをお開き願います。

予算第 3 条の収益的収入及び支出の収入でございますが、第 1 款水道事業収益が、本年度予算額 4 億2,448万9,000円で、前年度に比べ966万5,000円の増で、率にしますと2.3%の増でございます。増額となった主な要因は、第 2 項の営業外収益で本年度予算額が1,796万4,000円で前年度に比べ998万4,000円の増でございます。これは、県南水道企業団への加入に伴う工事負担金によって、仮払消費税が仮受消費税を上回ると見込まれるため、その差額を消費税還付金として計上したためでございます。

次に、支出の部でございますが、第 1 款水道事業費用が、本年度予算額11億580万8,000円で、前年度に比べ 7 億1,711万7,000円の増で、率にしまして184.5%の増でございます。増額となった主な要因は、第 1 項の営業費用で本年度予算額が 9 億4,569万9,000円で、前年度に比べ 5 億7,285万4,000円の増でございます。これは、県南水道企業団への加入に伴いまして既存の浄水場を配水場に転換し、また無人化するための工事負担金 3 億2,025万円と、河内町配水管布設替え工事負担金1,400万円を新規に計上したためでございます。また、井戸施設、並びに浄水施設が不要になるため、それら固定資産税の除却費 2 億2,393万4,000円と棚卸資産の廃棄処分700万円を新規に計上したため増額となったものでございます。

次に、第 3 項の特別損失の本年度予算額が 1 億5,606万4,000円で、前年度よりも 1 億5,586万1,000円の増でございます。これも企業団への加入に伴い固定資産売却損4,838万3,000円と、建設仮勘定となっている固定資産の処分 1 億721万円を新たに予算計上したためでございます。

第 2 項の営業外費用につきましては、本年度予算額が404万5,000円で、前年度に比べ 1,159万8,000円の減になっております。減額になった要因は、仮受消費税よりも仮払消費税の方が多くなると見込まれ、消費税の納付金がなくなったためでございます。

次に、第 4 条予算の資本的収入及び支出の収入の部でございます。

第 1 款の資本的収入が、本年度予算額が200万円、前年度に比べ100万円の増で、率にしまして100%の増でございます。これは、第 1 項の他会計負担金で消火栓の新設工事に伴う一般会計からの負担金でございます。前年度は消火栓 1 基の新設でございましたが、今年度は 2 基の新設を予定していることから増額になったものでございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出が本年度予算額3億469万9,000円で、前年度に比べて2億1,159万3,000円の増、率にしまして227.3%の増でございます。増額の主な要因は、第3項負担金で、県南水道企業団への加入に伴いまして県南広域水道水を受水するために、茨城県企業局が施行する送水管布設工事負担金を新規に計上したため増額になったものでございます。

この第4条予算の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億269万9,000円につきましては、それぞれの補てん財源により補てんしてございます。

説明の方は以上でございます。

議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

これから本案の款・項に対する質疑を行います。

まず、議案第21号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第22号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第23号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第24号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第25号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第26号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第27号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第28号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

議案第21号 平成23年度利根町一般会計予算から日程第21、議案第28号 平成23年度利根町水道事業会計予算までの8件については、議長を除く全議員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認め、予算審査特別委員会を設置し、付託することに決定いたしました。

休憩中に全員協議会室にて予算審査特別委員会を開催しますので、お集まりください。

暫時休憩とします。

午後零時 10 分休憩

---

午後零時 16 分開議

議長（若泉昌寿君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に予算審査特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。

仮委員長から互選結果の報告を求めます。

仮委員長中野敬江司君。

〔予算審査特別委員会仮委員長中野敬江司君登壇〕

予算審査特別委員会仮委員長（中野敬江司君） それでは、予算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果をご報告いたします。

委員長に高木博文委員、副委員長に五十嵐辰雄委員とすることに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（若泉昌寿君） 報告が終わりました。

ここで、正副委員長のあいさつをお願いします。

まず、予算審査特別委員会委員長高木博文君。

〔予算審査特別委員会委員長高木博文君登壇〕

予算審査特別委員会委員長（高木博文君） ただいま中野仮委員長からご報告がありましたように、先ほど開催された予算審査特別委員会において、委員長に互選されました。誠心誠意務めたいと思いますので、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

議長（若泉昌寿君） 次に、予算審査特別委員会副委員長五十嵐辰雄君。

〔予算審査特別委員会副委員長五十嵐辰雄君登壇〕

予算審査特別委員会副委員長（五十嵐辰雄君） ただいま予算審査特別委員会の副委員長に推挙いただきました五十嵐辰雄と申します。委員長を補佐し、精いっぱい頑張ります。よろしく願いいたします。

議長（若泉昌寿君） あいさつが終わりました。

予算審査特別委員会の日程は、お手元に配付の予算審査特別委員会日程のとおりです。

十分なる審査の上、来る 3 月 14 日の本議会に審査結果を報告されるようお願いいたします。

---

議長（若泉昌寿君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日は午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

午後零時 18 分散会